

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から14年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から14年3月まで
私は、毎年市役所で、夫婦二人分の国民年金の申請免除の手続きを行い共に承認されてきたが、申立期間の夫の保険料は免除記録となっているのに、当該期間の私の記録は未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時居住していた市の磁気媒体による申立人の国民年金被保険者履歴によると、申立人の申立期間に係る免除申請手続きが行われていたことを示す記録が確認できる上、保険料納付記録欄においても申立人に対して申請免除が承認されたことを示す記録が確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人及びその夫は、平成元年度から19年度まで、申請免除の期間及び申請日が申立期間を除きすべて一致している上、申立人は、「申立期間の前後を通して私達夫婦の生活状況や収入に特段の変化はなかった。」と述べている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料が免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（A事業所（昭和47年5月15日の沖縄の本土復帰に伴いB事業所に承継、現在はC事業所。））における資格取得日に係る記録を45年1月1日に、資格喪失日を47年5月15日に、B事業所における資格取得日に係る記録を同年5月15日に、資格喪失日を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、45年1月から同年12月までは120ドル、46年1月から同年9月までは140ドル、同年10月から47年4月までは150ドル、同年5月及び同年6月は4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月1日から47年7月1日まで

私は、高校卒業後の昭和40年3月、A事業所に勤務していた知人の紹介により第一種雇用員として同事業所に採用され、47年6月に整理解雇されるまで同事業所に勤務していた。同じ仕事をしていた同僚には厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、私だけ加入記録がないのは納得がいかないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

県公文書館が保管する雇用員カードによれば、申立人は昭和40年3月にA事業所に倉庫管理者として採用されたことが確認できる上、申立人が51年1月にD市役所に提出した履歴書の写し及び同僚等の証言により、申立人が40年3月24日から47年7月1日までA事業所に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によれば、申立人が名前を挙げた同僚（申立人にA事業所での仕事を紹介した知人を含む。）3人については、沖縄の厚生年金保険制度が開始された昭和45年1月1日にA事業所において被保険者資格を取得し、沖縄が本土に復帰した47年5月15日に資格を喪失し、同日に、引き続き「B事業所」において被保険者資格を取得し、同事業所を整理解雇される53年11月1日まで厚生年金保険に継続して加入していることが確認できる。

さらに、申立人は「A事業所（計数管理部）には7人か8人の者が勤務していた。」と述べており、申立人と同事業所に勤務していたことが確認できる4人の同僚も、沖縄の本土復帰前及び復帰後の申立期間において、前述の両適用事業所で厚生年金保険に継続して加入していることがオンライン記録により確認できる。

さらに、Eが公布した「琉球人被用者に対する労働基準及び労働関係法」（昭和28年8月18日公布 布令116号）によれば、「Fが雇用する第一種被用者は、米国政府割当資金から支払いを受ける直接被用者」と定義されているところ、県観光商工部雇用労政課（琉球政府時代にG従業員の労務管理を担当）の担当者は、「申立期間当時、第一種被用者は全員厚生年金保険に加入させていた。」と述べている上、前述の申立人が名前を挙げた3人の同僚のうち一人は、「私も申立人も、A事業所に所属し、第一種雇用員としてHの入荷、在庫、出荷時の数をカウントして記録する仕事に就いていた。従業員は本人の意思とは関係なく全員厚生年金保険に加入させられ、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和45年1月1日から47年5月15日までにおいては「A事業所」により、同年5月15日から同年7月1日までにおいては「B事業所」により、厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同じ昭和20年生まれの高等学校卒業の者で第一種被用者としてGに雇用され、A事業所において申立人と同じ倉庫管理者として勤務していた同僚の記録から、昭和45年1月から同年12月までは120ドル、46年1月から同年9月までは140ドル、同年10月から47年4月までは150ドル、同年5月及び同年6月は4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や資格喪失届などを提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成14年5月から15年6月までを26万円、同年7月から16年9月までを20万円、同年10月から17年6月までを19万円、同年7月から18年8月までを20万円、同年9月から19年6月までを19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年5月1日から19年7月10日まで

平成19年7月にA事業所が倒産した時、申立期間について、厚生年金保険料は実際に支給されていた給与に見合う保険料を従業員の給与から控除していたが、社会保険事務所（当時）には標準報酬月額を低く届け出ていたことを元事務員から聞いた。会社から標準報酬月額の説明は無く、多く控除されていた保険料の返還もなかったため、標準報酬月額を本来の給与に見合う報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した平成14年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿の写し、B町が保管する申立人に係る15年分から18年分までの確定申告書の写し及び申立人が提出した給与台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料額から、14年5月から15年6月までは26万円、同年7月から16年9月までは20万円、同年10月から17

年6月までは19万円、同年7月から18年8月までは20万円、同年9月から19年6月までは19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しているが、元取締役は実際の給与より低い報酬月額を届け出たとしている上、所得税源泉徴収簿の写し、確定申告書の写し及び給与台帳の写しにおいて確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、所得税源泉徴収簿の写し、確定申告書の写し及び給与台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成14年5月を20万円、同年6月を18万円、同年7月から同年9月までを20万円、同年10月を15万円、同年11月を20万円、同年12月を19万円、15年1月を13万4,000円、同年2月及び同年3月を20万円、同年4月を13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年5月1日から15年6月1日まで

平成19年7月にA事業所が倒産した時、申立期間について、厚生年金保険料は実際に支給されていた給与総支給額に見合う保険料を従業員の給与から控除していたが、社会保険事務所（当時）には標準報酬月額を低く届け出ていたことを元事務員から聞いた。会社から標準報酬月額の説明は無く、多く控除されていた保険料の返還もなかったため、標準報酬月額を本来の給与に見合う報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、特例法という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した平成14年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿の写し、B村が保管する申立人に係る15年分の給与支払報告書の写し及び申立人が提出した給与台帳の写しに

において確認できる厚生年金保険料額から、14年5月は20万円、同年6月は18万円、同年7月から同年9月までは20万円、同年10月は15万円、同年11月は20万円、同年12月は19万円、15年1月は13万4,000円、同年2月及び同年3月は20万円、同年4月は13万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち平成15年5月については、給与台帳の写しにより、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（1万3,580円）に見合う標準報酬月額（20万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（9万8,000円）よりも高額であるものの、給与台帳に記載された報酬月額（2万8,500円）に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（9万8,000円）と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しているが、元取締役は実際の給与より低い報酬月額を届け出たとしている上、所得税源泉徴収簿の写し、給与支払報告書の写し及び給与台帳の写しにおいて確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、所得税源泉徴収簿の写し、給与支払報告書の写し及び給与台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成14年4月から同年11月までを18万円、15年5月を17万円、同年6月を16万円、同年7月から17年3月までを17万円、同年4月を16万円、同年5月から19年6月までを17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年4月30日から同年12月12日まで
② 平成15年5月1日から19年7月10日まで

平成19年7月にA事業所が倒産した時、申立期間について、厚生年金保険料は実際に支給されていた給与総支給額に見合う保険料を従業員の給与から控除していたが、社会保険事務所（当時）には標準報酬月額を低く届け出ていたことを元事務員から聞いた。会社から標準報酬月額の説明は無く、多く控除されていた保険料の返還もなかったため、標準報酬月額を本来の給与に見合う報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した平成14年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿の写し、B市が保管する申立人に係る平成16年分の給与支払報告書の写し及び申立人が提出した給与台帳の写しにおいて確認できる報酬月額及び厚生年金保険料額から、14年4月から同

年11月までは18万円、15年5月は17万円、同年6月は16万円、同年7月から17年3月までは17万円、同年4月は16万円、同年5月から19年6月までは17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しているが、元取締役は実際の給与より低い報酬月額を届け出たとしている上、所得税源泉徴収簿の写し、給与支払報告書の写し及び給与台帳の写しにおいて確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、所得税源泉徴収簿の写し、給与支払報告書の写し及び給与台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成14年5月を20万円、同年6月を19万円、同年7月及び同年8月を20万円、同年9月を15万円、同年12月を16万円、15年1月を12万6,000円、同年2月及び同年3月を20万円、同年4月を14万2,000円、同年7月を20万円、同年8月を15万円、同年9月を14万2,000円、同年10月から同年12月までを20万円、16年1月及び同年2月を19万円、同年3月から同年9月までを20万円、同年10月から17年3月までを19万円、同年4月を17万円、同年5月を14万2,000円、同年6月を19万円、同年7月を17万円、同年9月を15万円、同年10月を11万8,000円、同年11月を17万円、同年12月を20万円、18年1月を19万円、同年2月及び同年3月を20万円、同年4月及び同年5月を11万8,000円、同年6月を20万円、同年7月を17万円、同年8月を13万4,000円、同年11月、同年12月及び19年2月から同年6月までを19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年5月1日から19年7月10日まで

平成19年7月にA事業所が倒産した時、申立期間の標準報酬月額について、実際に支給されていた給与額に見合う報酬月額ではなく、社会保険事務所（当時）に標準報酬月額を低く届け出たことを元事務員から聞いた。会社から標準報酬月額の説明は無く、多く控除されていた保険料の返還もなかったため、標準報酬月額を本来の給与に見合う報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、特例

法という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した平成14年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿の写し、B市が保管する申立人に係る平成16年分から18年分までの給与支払報告書の写し及び申立人が提出した給与台帳の写しにおいて確認できる報酬月額及び厚生年金保険料額から、14年5月は20万円、同年6月は19万円、同年7月及び同年8月は20万円、同年9月は15万円、同年12月は16万円、15年1月は12万6,000円、同年2月及び同年3月は20万円、同年4月は14万2,000円、同年7月は20万円、同年8月は15万円、同年9月は14万2,000円、同年10月から同年12月までは20万円、16年1月及び同年2月は19万円、同年3月から同年9月までは20万円、同年10月から17年3月までは19万円、同年4月は17万円、同年5月は14万2,000円、同年6月は19万円、同年7月は17万円、同年9月は15万円、同年10月は11万8,000円、同年11月は17万円、同年12月は20万円、18年1月は19万円、同年2月及び同年3月は20万円、同年4月及び同年5月は11万8,000円、同年6月は20万円、同年7月は17万円、同年8月は13万4,000円、同年11月、同年12月及び19年2月から同年6月までは19万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち平成14年10月、同年11月、15年5月、同年6月、17年8月、18年9月、同年10月及び19年1月については、給与台帳の写しにより、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額(14年10月及び同年11月は1万7,350円、15年5月及び同年6月は1万3,580円、17年8月は1万3,656円、18年9月、同年10月及び19年1月は1万4,002円)に見合う標準報酬月額(14年10月、同年11月、15年5月、同年6月及び17年8月は20万円、18年9月、同年10月及び19年1月は19万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(9万8,000円)よりも高額であるものの、給与台帳に記載された報酬月額(14年10月は3万750円、同年11月は7万1,750円、15年5月及び同年6月は2万500円、17年8月は3万円、18年9月は5万円、同年10月は8万円、19年1月は6万5,000円)に見合う標準報酬月額(14年10月、同年11月、15年5月、同年6月、17年8月、18年9月、同年10月及び19年1月は9万8,000円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(9万8,000円)と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しているが、元取締役は実際の給与より低い報酬月額を届け

出たとしている上、所得税源泉徴収簿の写し、給与支払報告書の写し及び給与台帳の写しにおいて確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、所得税源泉徴収簿の写し、給与支払報告書の写し及び給与台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成14年7月から15年6月までを24万円、同年7月から16年9月までを20万円、同年10月から17年6月までを19万円、同年7月から18年8月までを20万円、同年9月から19年6月までを19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月5日から19年7月10日まで

平成19年7月にA事業所が倒産した時、申立期間について、厚生年金保険料は実際に支給されていた給与に見合う保険料を従業員の給与から控除していたが、社会保険事務所（当時）には標準報酬月額を低く届け出ていたことを元事務員から聞いた。会社から標準報酬月額の説明は無く、多く控除されていた保険料の返還もなかったため、標準報酬月額を本来の給与に見合う報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B町が保管する申立人に係る平成15年分から18年分までの個人課税台帳の写し及び申立人が提出した給与台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料額から、14年7月から15年6月までは24万円、同年7月から16年9月までは20万円、同年10月から17年6月までは19万円、同年7月から18年8月までは20万円、同年

9月から19年6月までは19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しているが、元取締役は実際の給与より低い報酬月額を届け出たとしている上、個人課税台帳の写し及び給与台帳の写しにおいて確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、個人課税台帳の写し及び給与台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成14年5月を15万円、同年6月から同年8月までを20万円、同年9月を16万円、同年11月を20万円、同年12月を18万円、15年2月及び同年3月を20万円、同年4月を13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年5月1日から15年6月1日まで

平成19年7月にA事業所が倒産した時、申立期間の標準報酬月額について、実際に支給されていた給与額に見合う報酬月額ではなく、社会保険事務所（当時）に標準報酬月額を低く届け出たことを元事務員から聞いた。会社から標準報酬月額の説明は無く、多く控除されていた保険料の返還もなかったため、標準報酬月額を本来の給与に見合う報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、特例法という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した平成14年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿の写し、B町が保管する申立人に係る15年分の個人課税台帳の写し及び申立人が提出した給与台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料額から、平成14年5月は15万円、同年6月

から同年8月までは20万円、同年9月は16万円、同年11月は20万円、同年12月は18万円、15年2月及び同年3月は20万円、同年4月は13万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち平成14年10月、15年1月及び同年5月については、給与台帳の写しにより、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（14年10月及び15年1月は1万7,350円、15年5月は1万3,580円）に見合う標準報酬月額（20万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（9万8,000円）よりも高額であるものの、給与台帳に記載された報酬月額（14年10月は10万円、15年1月は5万5,000円、同年5月は3万円）に見合う標準報酬月額（9万8,000円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（9万8,000円）と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しているが、元取締役は実際の給与より低い報酬月額を届け出たとしている上、所得税源泉徴収簿の写し、個人課税台帳の写し及び給与台帳の写しにおいて確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、所得税源泉徴収簿の写し、個人課税台帳の写し及び給与台帳の写しにおいて確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

沖縄国民年金 事案306

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から53年3月まで、53年4月から58年12月までの期間及び平成6年2月から9年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月から53年3月まで
② 昭和53年4月から58年12月まで
③ 平成6年2月から9年12月まで

私は、役所から国民年金保険料の納付書が届き、役所窓口で毎月納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は84か月、69か月及び47か月と各々長期間(合計200か月)であり、担当している行政機関も複数関係しており、これほどの長きにわたり、かつ複数の行政機関が、記録管理の不備をおこす可能性は低い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを裏付ける関係者の証言も得られず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年5月
私は、記憶は定かではないが、昭和63年5月頃国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した覚えがあり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年5月頃国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年10月24日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月、62年2月から63年5月までの期間及び平成元年6月から2年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月
② 昭和62年2月から63年5月まで
③ 平成元年6月から2年8月まで

私は、大学を卒業後の昭和59年4月に、市役所に勤務している父親の勧めで、市役所の窓口で国民年金の加入手続を行った記憶があり、私の父が申立期間の国民年金保険料を納付したはずであるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年4月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年7月28日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 8 月 2 日から 58 年 1 月 27 日まで
② 平成 9 年 7 月 4 日から同年 8 月 21 日まで

私は、申立期間①はA事業所に、申立期間②はB事業所に季節労働（期間雇用者）として勤務し、雇用保険に加入していたにもかかわらず、国（厚生労働省）から、各申立期間の厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を受けた。当時の給与明細書は持っておらず、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか定かではないが、両社共に、職業安定所から紹介された会社であり、社会保険に加入させていたと思うので、各申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録により、申立人が申立期間①において、A事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は、「季節労働として県外に行く時は、役所から国民健康保険の遠隔地被保険者証を発行してもらっていた。」と述べている上、C市は、「申立人は、昭和 56 年 11 月 30 日から 59 年 6 月 9 日までの期間において、国民健康保険に加入している。」と回答している。

また、A事業所は既に閉鎖されており、当時の事業主は連絡先不明なため、申立内容を確認できる関連資料等を収集することはできず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人が氏名を挙げた同僚は、申立期間①に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない上、当該同僚の連絡先は不明であり、申立人は、ほかに同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間①に係る申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について、同僚の証言は得られない。

申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人が申立期間②において、B事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は、「季節労働として県外に行く時は、役所から国民健康保険の遠隔地被保険者証を発行してもらっていた。」と述べている上、C市は、「申立人は、昭和59年8月14日から平成12年4月2日までの期間において、国民健康保険に加入している。」と回答している。

また、B事業所は、「当時の賃金台帳等の関連資料は保管期間終了により保管しておらず、当時の社会保険の取扱いについて確認できる資料もない。また、当時の同僚等から証言を得ることは不可能である。」と述べていることから、申立内容を確認できる関連資料等を収集することはできず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人が氏名を挙げた同僚は、申立期間②に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない上、当該同僚の連絡先は不明であり、申立人は、ほかに同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間②に係る申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について、同僚の証言は得られない。

加えて、オンライン記録によれば、平成9年度について、申立人は、同年5月30日に国民年金の全額免除を申請していることが確認できる。

このほか、申立人が各申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は昭和 37 年 2 月に A 社に入社したが、国（厚生労働省）の記録では、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が同年 8 月 1 日になっている。私の記憶では、入社と同時に厚生年金保険に加入したはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、平成 7 年 8 月 23 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間当時、社会保険事務を担当していたとする事業主の子に照会したところ、「当時社長であった私の父は、『入社しても続くかどうかわからないので、様子を見る時間が必要だ。入社してすぐに社会保険に加入させないように。』とよく話していた。」と証言している。

また、同僚の一人は、「私は、入社して 3 か月間は見習い期間だったので、厚生年金保険には加入していなかった。」と述べており、他の同僚は、「社長の縁故関係で入社した私でも、厚生年金保険に加入したのは入社してから 5 か月後となっているので、社長は、一定期間人物を見てから社会保険への加入を決めていたのではないかと思う。」と述べている。

さらに、前述の写真に写っている同僚の一人は、昭和 37 年頃に A 社に入社したとしているが、当該同僚が同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、申立期間後の 38 年 3 月 1 日であることが確認できる。

加えて、A 社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は無く、整理番号に欠番も無い上、オンライン記録により、申立人は申立期間を含む昭和 36 年 4 月から 37 年 7 月まで沖縄特別措置に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。